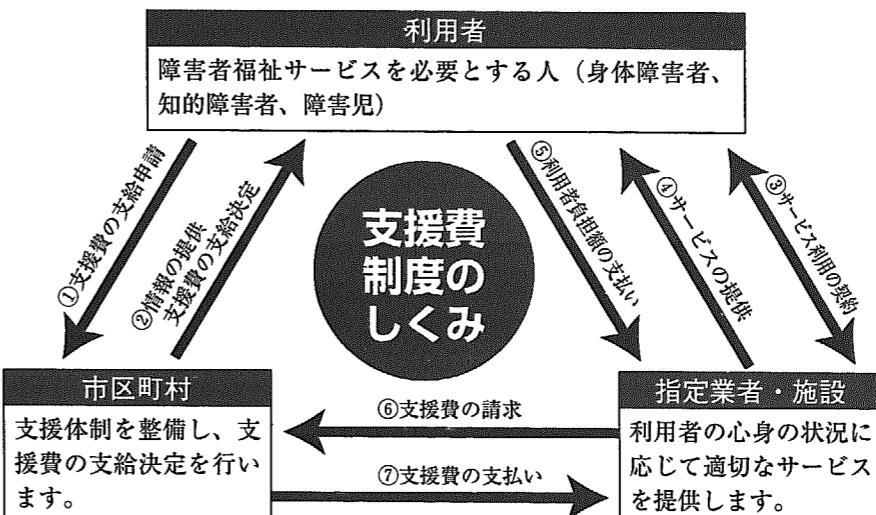


## 「支援費制度」のスタート

平成15年4月から障害者福祉サービスの利用のしかたが変わります

障害者に対する福祉サービスは、今まで市町村で決定していました「措置制度」でしたが、来年4月からは利用者の自己決定を尊重した「支援費制度」とな

ります。これにより、利用者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用することができます。



### 支援費制度の対象となるサービス

#### ○施設サービス（施設訓練等支援）

身体障害者	知的障害者
身体障害者更生施設	知的障害者更生施設
身体障害者療護施設	知的障害者授産施設
身体障害者授産施設	知的障害者通勤寮
	国立コロニー

#### ○居宅サービス（居宅生活支援）

身体障害者	知的障害者	障害児
ホームヘルプサービス	ホームヘルプサービス	ホームヘルプサービス
デイサービス	デイサービス	デイサービス
ショートステイ	ショートステイ	ショートステイ
	グループホーム	

\*支援費制度に移行するのは上記のサービスのみで、それ以外のサービスについては従来どおりです。（県障医療費、補装具等）

支援費の支給申請がはじまります

平成15年4月から上記のサービスの利用について支援費の支給を希望する人は、支給申請が必要になります。10月1日より申請の受付が開始されます。

なお、現在対象となるサービスを利用されている方には、後日ご案内いたします。

◆問い合わせ 健康推進課 社会福祉係

## 我が家の ごみダイエット作戦 参加者募集

◆問い合わせ 「買い物でくらしを買えよう」ごみ半減県民運動実行委員会事務局（県庁 県民生活課）

☎ 280-5135

皆さんも買い物の仕方を工夫して、自宅のごみの減量を取り組んでみませんか。

◆作戦の内容  
・自宅のごみを減らすための作戦と実績結果の報告。  
・実践行動に基づくごみ減量のための「我が家提言」の提出。  
・旅行券などを贈呈します。

◆参加資格  
県内にお住まいの方  
申込書は役場町民生活課および県民生活課の窓口にあります。

◆作戦実施期間  
11月18日(月)～12月15日(日)

◆参加申込期間  
9月17日(火)～10月31日(木)

◆世帯単位での参加

## 買い物は、 買い物袋持参で

10月は「マイバックキャンペーン」期間です。

買い物に出かけるときは、買い物袋などを持参するようにしましょう。スーパーなどでレジ袋をもらわずに、持参した袋を使うことで資源の節約やごみの減量につながります。

また、無駄な包装は断り、ばら売りや詰め替え商品など、簡易な包装の商品や古紙などを使った環境にやさしい商品の購入に努めましょう。

◆問い合わせ  
県庁 県民生活課  
☎ 280-5135



開討論会

◆内容	◆対象	◆会場	◆日時
ごみ半減に向けて子どもから大人まで幅広く、「買い物」の段階から意識的に取り組むよう啓発を行い、一人一人が実践行動を起こすきっかけとする大会テーマは「あなたの買い物がごみを減らす」です。	大会テーマは「あなたの買い物がごみを減らす」です。	新潟市民芸術文化会館	午後1時～5時 11月17日(日)

8月資源ゴミ収集実績	
空きびん	7.7 t
空き缶	5.9 t
古紙	47.1 t
ペットボトル (換点回収分)	1.1 t
合計	61.8 t

◆参加申込 参加するには申し込みが必要です。11月7日(木)までに参加申込書、または官製はがきに住所、氏名、電話番号、参加人数、保育ルーム希望の有無を記入し、〒954-1 新潟市新光町0-8570 新潟県県民生活課ごまで。(先着順)

◆問い合わせ 県庁 県民生活課

☎ 280-5135

## 退職者医療制度

どんな人が加入するのか？

- ①国民健康保険に加入している人
- ②老人保健法の適用を受けていない人
- ③厚生年金保険や各種共済組合の年金を受けている人で、これらの年金制度の加入期間が20年以上、もしくは40歳以後の期間が10年以上ある人
- ④退職者医療制度の該当者本人の配偶者と被扶養者

### 平成14年10月中に納入した場合

○平成14年度の保険料額は、平成13年度に引き続き、同額の月額13,300円となります

前納割引率(年4分)	6カ月前納
毎月納付 13,300円	79,800円
定額保険料⇒	79,150円
	650円
毎月納付 13,700円	82,200円
定額と付加保険料⇒	81,530円
	670円

国民年金保険料には、将来一定期間の保険料を前もって支払うことのできる「前納制度」があります。保険料を前納する必要になります。10月1日より申請の受付が開始されます。

保険料を納めるという手数が多いですが、年4分（複利現価法）の割引が受けられます。また、毎月の保険料を前納するだけであなたの指定した口座から自動的に引き落とされ、納め忘れもなくなります。金融機関や郵便局などの窓口まで実名に行かなくてすむ大変便利です。

留守がちな人、収入が一定期間間に片寄る人など、ぜひ前納制度をご利用ください。

保険料の納付は「口座振替」が便利です！

国民年金についてのお問い合わせは、町民生活課まで。

せは、町民生活課まで。

国民年金保険料には、便利でお得な「前納制度」「6カ月前納」のご利用を

※診療を受けるときには、国民健康保険退職被保険者証を医療機関の窓口へ提示して下さい。

◆問い合わせ 町民生活課 国民健康保険係  
☎ 385-2111

老人保健の医療受給者証が10月1日に更新されました。9月末に郵送したもの医療機関窓口に提示して下さい。